特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。

• • •	
特記事項	⟨ひたちなか市におけるリスクに対する措置⟩ ・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。 ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。 ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。 ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、国民年金に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。1及び3において同じ。)の受理に関する事務 2 被保険者の資格に関する事務 3 給付の受給権者に係る請求等の受理に関する事務 4 法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務 5 年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	国民年金システム,宛名管理システム,EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル	レ名
国民年金基本情報ファイル、	国民年金資格情報ファイル、宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の46の項 ・番号法第9条第1項 別表の128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第24条の2及び第68条の2
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した
海田 1 た 理 由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		芮]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点項目評価	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシステ 』	ムを通じた	:入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ す。					

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない聯員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、国民年金に関する事務を行っている。この事務のうち、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。1 第1号被保険者、任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理2 第1号被保険者、任意(特例含む)加入被保険者の住所・氏名変更届出等の受理3 保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理4 法定免除の届出・受理4 法定免除の届出・受理5 所得情報提供6 老齡基礎、障害基礎、遺族基礎年金等受給に関する請求書等の受理	ひたちなか市は、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、国民年金に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別するための番号の利用等に関する法律別である事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は明出をいう。1及び3において同じ。)の受理に関する事務 2 被保険者の資格に関する事務 3 給付の受給権者に係る請求等の受理に関する事務 4 法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー	国民年金システム, 宛名管理システム	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号法第9条第1項 別表第1の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の47, 48及び50 の項		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	国保年金課長 湯浅 博人	国保年金課長 岩崎 龍士	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	個人のフライバシー等の権利 利益の保護の宣言	本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	ひたちなか市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部国保年金課	保健福祉部国保年金課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市東石 川2丁目10番1号 029-273-0111	保健福祉部国保年金課 茨城県ひたちなか市 東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年10月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、国民年金に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別するための番号の利用等に関する法律別をの主務省令で定める事務を定める命令(財力を取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。1及び3において同じ。)の受理に関する事務 2 被保険者の資格に関する事務 3 給付の受給権者に係る請求等の受理に関する事務 4 法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務	ひたちなか市は、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、国民年金に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基基で項目掲げるものとする。1 被保険者に係る請求等(請求、申請、届出理は申出をいう。1及び3において同じ。)の受理に関する事務2 被保険者の資格に関する事務3 給付の受給権者に係る請求等の受理に関する事務4 法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務5 年金生活者支援給付金に関する事務	事前	
令和6年10月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第24条の2	・番号法第9条第1項 別表の46の項 ・番号法第9条第1項 別表の128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第24条の2及び第68 条の2	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム, 宛名管理システム	国民年金システム,宛名管理システム,EUCシ ステム	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	事後	